〇経済産業省令第九十号 七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第十条第一項、第十二条第一項、第十二条第三項、第十五条第四項、 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令 令和六年十二月二十六日 第二十六条、 第三十一条第六項、 第三十五条第四項、 経済産業大臣 第三十六条第一項及び第三十 武藤

(傍線部分は改正部分)

容治

改

正

後

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)

の一部を次の表のように改正する。

第一条の六 火薬及び火工品(煙火及びその原料用火薬、 第四号の四、 第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条 を適用する。 信号火せんの場合を除く。)、第四条第一項第四号の表(い)(火薬類一時置場に存置する無煙火 く。)については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号(信号炎管及び (火薬及び火工品の換算 |壊的爆発の危険が少ないと認めたものをいう。以下同じ。)を除く。)の場合を除く。)及び同条 (ロケツトの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬(経済産業大臣が定めるところにより 二項第一号の表、 第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表(消費者の項を除く。) 第二十三条第一項から第三項まで(三級火薬庫の場合を除く。)及び第五項、 導火線、電気導火線並びに導火管を除

2 •

官

木曜日

進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除 で(三級火薬庫の場合を除く。)及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第 については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬(火工品にあっては、その原料を 定コンポジット推進薬」という。)及びこれを使用した火工品(爆薬を使用しないものに限る。) タジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの(以下「特 なす特定コンポジット推進薬)十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項ま 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブ 第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号の四を適用する(特定コンポジット推

(特定硝安油剤爆薬等の特例

令和 6 年 12 月 26 日

第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であって経済産業大臣が告示で定めるもの 油剤爆薬等)一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。 号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等(火工品にあっては、その原料をなす特定硝安 び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号の四の適用において、当該各項各 項まで (三級火薬庫の場合を除く。)及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及 硝安油剤爆薬等」という。)及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三 (以下「特定

(製造業者に係る軽微な変更の工事等)

第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、 るものとする 次の各号に掲げ

(火薬及び火工品の換算)

正

前

第一条の六 火薬及び火工品 第四号及び第五号、 第二十五条第六号、 除く。)を適用する。 信号火せんの場合を除く。)、第四条第一項第四号の表(い)(火薬類一時置場に存置する無煙火 く。)については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号(信号焔管及び 壊的爆発の危険が少ないと認めたものをいう。以下同じ。)を除く。)の場合を除く。)及び同条 (ロケツトの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬(経済産業大臣が定めるところにより 二項第一号の表 第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条 第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表(消費者の項を 第二十三条第一項から第三項まで(三級火薬庫の場合を除く。)及び第五項、 (煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除

2 •

タジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの(以下「特 九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する(特定コンポジッ で (三級火薬庫の場合を除く。)及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第 については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬(火工品にあっては、その原料を 定コンポジット推進薬」という。)及びこれを使用した火工品(爆薬を使用しないものに限る。) ト推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を なす特定コンポジット推進薬)十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項ま 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブ

(特定硝安油剤爆薬等の特例)

第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であって経済産業大臣が告示で定めるもの 項まで (三級火薬庫の場合を除く。)及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及 硝安油剤爆薬等」という。)及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三 各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等(火工品にあっては、 び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該 定硝安油剤爆薬等)一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。 その原料をなす特 以下

(製造業者に係る軽微な変更の工事等)

第八条 法第十条第 るものとする。 一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げ

の取替えの工事 移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材

の三 工室等内の設備のうち、照明設備の変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類 が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

二 ~ 匹 略

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に 掲げるものとする。

えの工事の際火薬類が爆発し、 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であって、当該取替 又は発火することを防止するための措置を講じたもの

1 照明設備

の二 火薬庫内の設備のうち、

内面の建築材料

暖房設備

照明設備

更の工事の際火薬類が爆発し、

又は発火することを防止するための措置を講じたもの 次のいずれかに該当するものの変更の工事であって、

警鳴装置

<u>=</u> <u>•</u>

略

官

(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合にあっては、次の各号の規定によらなければならない。

ことができる を防止するための措置を講ずる場合にあっては、その内面を九十度より急でない勾配とする 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、土堤の内面を補強し崩壊

「の二・四の三 略

の四 トの厚さを加えた厚さ以上とすること(最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であっ 以下とし、かつ、前号の規定にかかわらず、土堤の頂部の厚さは一メートルに鉄筋コンクリー 鉄筋コンクリートで補強する場合にあっては、当該補強部分の高さは土堤の高さの二分の一 土堤の内面を七十五度より急でない勾配とする場合を除く。)。 第四号ただし書の土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置として、その内面を

の飛散物となるような材料を使用すること。 土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、 軽量

土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、 土堤の高さの三分の一以下とすること

五

[新設]

新設

二 ~ 四 略

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に 掲げるものとする。

火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事

[新設]

当該変

二 三 略 略

2

第三十一条 土堤を設ける場合にあっては、次の各号の規定によらなければならない 一~三

四 当該部分については、 グラム以下の火薬庫であって、 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キロ 七十五度より急でない勾配とすることができる。 土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあっては、

四の二・四の三

の限りでない のを使用すること。 爆薬一トン以上の場合にあっては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるも 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量 ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、

12

七 るときは、その土堤に通路を設けないこと。この場合において、第四号ただし書の規定は、 適用しない。 火薬庫、 爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用す

略

(簡易土堤)

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第七号の規 定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

(火薬類取扱所) 略

(号外第 302 号)

第五十二条 略

2 • 略

項の火薬類取扱所は、 ず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同 造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、 によるほか、次の各号の規定によらなければならない 第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であって、消費場所において、当該構 前項第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定 前項の規定にかかわら

<u>\$</u>

(安定度試験を実施すべき火薬類の期間

第五十七条 法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、 テル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬にあっては、製造後一年とする。 硝酸エス

[削る]

削る

官

2 みなす。 前項の火薬又は爆薬であって、 製造年月日の不明なものは製造後二年以上を経過したものと

(安定度試験)

木曜日

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、 及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による 次条及び第六十条に定める遊離酸試験

		有する火薬若しくは爆薬硝酸エステル又はこれを含	火薬類の種類
製造年月日不明のもの	製造後二年以上を経過した	もの製造後一年以上を経過した	実施区分
一回耐熱試験を行うこと。当該試験日から、三箇月ごとに当意試験日から、三箇月ごとに	験を行うこと。	験を行うこと。	

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

六 るときは、 その土堤に通路を設けないこと。 爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用す

七 略

(簡易土堤)

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規 定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一~三 [略]

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2 • 略

規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない 項の火薬類取扱所は、 ず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、 造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、 一~三 [略] 第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であって、消費場所において、当該構 前項第一号、 第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの 前項の規定にかかわら

(安定度試験を実施すべき火薬類の期間

第五十七条 法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、 に掲げるものとする。 左の各号

硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあつては、 製造後

硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後1

2

(安定度試験)

の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後三年以上を経過したものとみなす。 前項第一号の火薬または爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を、 同項第一 二号

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条から第六十一条までに定める遊離 耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は左表による

火薬類の種類	実施区分	
含有する火薬または爆薬	もの製造後一年以上を経過した	試験を行うこと。
	製造後二年以上を経過した	験を行うこと。 月から三箇月ごとに一回耐熱試製造年月日から二年を経過した
	製造年月日不明のもの	一回耐熱試験を行うこと。当該試験日から、三箇月ごとに当意試験を行い、

る [削る]	图			
	[削る]	[削る]		[削る]
削るる			[削る]	[削る]
			[削る]	[削る]
2	21			

- 2 あっては一箱ごとに行うものとする。 上を経過したものにあっては十箱 (端数は切上げとする。)について一箱以上、その他のものに 経過しないものにあっては二十五箱(端数は切上げとする。)について一箱以上、製造後二年以 前項の試験は、製造所及び製造年月日を同じくする同種類の火薬又は爆薬で、製造後二年を
- 3 | 年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、 製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒又は薬包とともに入れ、三箇月ご とにこれを交換する場合にあっては、当該試験紙が全面にわたり赤に変色したときは製造後一 しない限りは、 硝酸エステルを含有する火薬又は爆薬(硝酸アンモニウムを含有するものを除く。)において、 同項の規定を適用しないことができる。 当該試験紙が全面にわたり赤に変色

(遊離酸試験)

第五十九条 ならない。 遊離酸試験の方法は、 日本産業規格K四八一〇に規定する試験方法によらなければ

[削る]

[削る]

(耐熱試験)

第六十条 耐熱試験の方法は、 日本産業規格K四八一〇に規定する試験方法によらなければなら

[削る] 削る

削る

削る

[削る]

削る

爆薬の一般を含有しない 製造年月日不明のもの 製造後三年以上を経過した 年一回遊離酸試験を行うこと。 酸試験を行うこと。 入手後直ちに遊離酸試験を行 当該試験日後、 年 回遊離

全面にわたり赤変するものについては、 硝酸エステルを含有しない爆薬の遊離酸試験において四時間以内に青色リトマス試験紙が 加熱試験を行うこと。

- る火薬または爆薬については遊離酸試験および耐熱試験、硝酸エステルを含有しない爆薬につ、火薬類を輸入した者は、前表によるほか輸入直後において硝酸エステルおよびこれを含有す いては遊離酸試験および加熱試験を行わなければならない。
- ものにあつては一箱ごとに行うものとする。 二年以上を経過したものにあつては十箱 (端数は切上げとする。)について一箱以上、その他の 二年を経過しないものにあつては二十五箱 (端数は切上げとする。)について一箱以上、製造後 前二項の試験は、製造所および製造年月日を同じくする同種類の火薬または爆薬で、製造後
- 二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、 箇月ごとにこれを交換する場合にあつては、当該試験紙が全面にわたり赤変したときは製造後 ない限りは、同項の規定を適用しないことができる。 て、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒または薬包とともに入れ、三 硝酸エステルを含有する火薬または爆薬 (硝酸アンモニウムを含有するものを除く。)におい 当該試験紙が全面にわたり赤変し

(遊離酸試験)

第五十九条 遊離酸試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない

- ス試験紙を試料の上方につるして密栓をすること。 火薬類の包装紙を解き、遊離酸試験器にその容積の五分の三まで試料を入れ、 青色リトマ
- とし、これを測定すること。 密栓をした後、 青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するまでの時間を遊離酸試験時間

(耐熱試験)

第六十条 耐熱試験の方法は、 左の各号の規定によらなければならない

- 試験管に入れる試料は、左の各号に掲げるものとする。
- 三グラムから三・五グラムまでのもの ・硅藻土質ダイナマイトにあつては、ニトログリセリンまたはニトログリコールを抽出し、
- 乳鉢に入れ精製滑石粉七グラムを加え、木製乳棒で静かに軽く完全にすり混ぜたもの 膠質ダイナマイトにあつては、三・五グラムをとり、硝子板の上で米粒大に細かく切り、
- 湿しているものについては摂氏四十五度で約五時間乾燥したものを三・五グラム 前二号以外のダイナマイトにあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、 吸

硝酸エステルを含有する火薬にあつては、粒状のものについてはそのままのものを、

そ

るものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものを試験管の高さの三分の一 の他のものについては細片状にしたものを試験管の高さの三分の一に応ずる量 綿薬その他の爆薬にあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿してい

に応ずる量

官

報

第七十八条

略

[削る]

[削る]

第六十一条 [削る] 削除

削る

(安定度試験の合格基準)

第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、次の各号に掲げるも のとする。

時間以上であるもの 又はこれを含有する火薬にあっては六時間以上、硝酸エステルを含有する爆薬にあっては四 遊離酸試験において、 日本産業規格K四八一〇に規定する遊離酸試験時間が硝酸エステル

分以上であるもの又は検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分 耐熱試験において、 日本産業規格K四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八

率未満であるもの

[削る]

第六十三条 [削る] 削除

(受験の手続)

- 条の九の規定により経済産業大臣の行う試験(指定試験機関にあっては、法第三十一条の三第 る者に対し、住民票の写しを提出させることができる | 項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとす 項の規定に基づき指定試験機関の行う試験)を受けようとする者に係る同法第三十条の六第 経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十
- 3 うとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。 より都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本 人確認情報を利用し、 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十一第一項又は第三十条の十五第 又は当該情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けよ 一項の規定に

ンの等分混合液でしめし、これをつりかぎにつるし、木栓またはゴム栓で試験管口をおおい、 試験管に試料を入れ、沃度カリでん粉紙の上部を硝子棒により蒸りゆう水およびグリセリ

時間とし、これを測定すること。 沃度カリでん粉紙の乾湿境界部が標準色紙と同一濃度の色に変色するまでの時間を耐熱試験 湯煎器を摂氏六十五度の温度に保ち 試験管を寒暖計と同じ深さにさし入れ、 その時から

沃度カリでん粉紙の下端を試料のやや上方にあるようにすること。

(加熱試験)

第六十一条加熱試験の方法は、 左の各号の規定によらなければならない。

吸湿した試料は、常温で真空乾燥器等を使用して乾燥すること。

置し、減耗量を測定すること。 秤量瓶に乾燥した試料約十グラムを入れ、摂氏七十五度に保つた試験器内に四十八時間静

(安定度試験の合格基準

第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、左の各号に掲げるも のとする。

- ステルを含有する爆薬にあつては四時間以上であるもの 遊離酸試験時間が硝酸エステルおよびこれを含有する火薬にあつては六時間以上、
- 耐熱試験時間が八分以上であるもの

 \equiv

加熱試験の減耗量が百分の一以下であるもの

(試験器等の指定)

第六十三条 青色リトマス試験紙、 第五十八条から第六十一条までに規定する遊離酸試験器、 沃度カリでん粉紙、 精製滑石粉および標準色紙は、 耐熱試験器、加熱試験器、 経済産業大臣が告示

で定めるものを使用しなければならない。

第七十八条 [略]

- の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けよ の三第一項の規定に基づき指定試験機関の行う試験)を受けようとする者に係る同法第三十条 条の七第三項の規定により経済産業大臣の行う試験(指定試験機関にあつては、法第三十一条 うとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。 経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) 第三十
- 3 認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようと 都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確 する者に対し、住民票の写しを提出させることができる。 都道府県知事は、 住民基本台帳法第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により

官

別表第二(第四十四条第二項関係)

別表第二	
(第四十四条第)	
項関係)	

検査項目	完成検査の方法
6 1	1 15 15 略
	一〜四の三 [略]
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]
五第三十一条第五号の堤脚を土留とす	五 堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、
	ることができる。 限り、目視等又は図面による検査に替え 又は図面により容易に判定できる場合に
六 第三十一条第六号の土堤を兼用する	視等により検査する。 二 土堤を兼用するときの通路の有無を目
七 第三十一条第七号の土堤の堤面	ᄽ
	況を、目視等により検査する。
一 第三十一条の二において準用する第1	一 前項第一号から第三号まで及び第六号
三十一条第一号から第三号まで及び第	に掲げる完成検査の方法により検査を行
六号に掲げる検査項目	う。
二~四[略]	二~四 [略]
18 [略]	18 略

別表第四(第四十四条の五第二項関係)

(1) (1) (2) (2) (3) (4	18 二 5 四 [略]	に掲げる検査項目う。	三十一条第一号から第三号まで及び第 に掲げる保安検査の方法により検査を行	_	17 簡易土堤の基準	持管理状況を、目視等により検査する。	八 第三十一条第八号の土堤の堤面 八 土堤の崩壊を防止するための措置の維	ときの通路	七 第三十一条第七号の土堤を兼用する 七 土堤を兼用するときの通路の維持管理	査に替えることができる。	る場合に限り、目視等又は	が目視等又は図面により容易に判定でき	おいて、既定の高さを満た	定により検査する。ただし	さを、巻尺その他の測定器具を用いた測	る土堤を、目視等により検査し、及び土留の高	六 第三十一条第六号の堤脚を土留とす 六 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況	により検査する。	料を使用していることを目視等又は図面	し、かつ、軽量の飛散物と	や飛散物が外部へ放出されることを防止	五 第三十一条第五号の土堤の材料 五 土堤について、火薬類の	న _°	は図面による検査に替えることができ	容易に判定できる場合に限り、	たしていることが目視等又は図面により	し、当該測定において、既	器具を用いた測定により検査する。	ンクリートで補強する土堤の補強部分の高さを、巻尺	四の四 第三十一条第四号の四の鉄筋コ 四の四 鉄筋コンクリートで	一〜四の三 [略]	土堤の基準	1~15 [略] 1~15 [略]	検査項目 保安検査の方法
			方法により検査を行	三号まで及び第七号		3等により検査する。	するための措置の維	Sり検査する。	きの通路の維持管理	きる。	目視等又は図面による検	より容易に判定でき	既定の高さを満たしていること	ただし、当該測定に	測定器具を用いた測	査し、及び土留の高	土堤の維持管理状況		とを目視等又は図面	軽量の飛散物となるような材	出されることを防止	火薬類の爆発の際火炎		に替えることができ	- 1	1視等又は図面により	て、既定の高さを満		巻尺その他の	コンクリートで補強する土堤				

別表第四(第四十四条の五第二項関係)

18 [略] 二~四 [略] 二十一条第一号から第三号まで及び第 三十一条第一号から第三号まで及び第 三十一条第一号から第三号まで及び第 17 簡易土堤の基準	七 第三十一条第七号の土堤の堤面 ときの通路 ときの通路	五 第三十一条第五号の堤脚を土留とす	「新設」	「新設」 (新設]	1 5 5 「格」
18 [略] ニ〜四 [略] ニ〜四 [略] 一 前項第一号から第三号まで及び第六号		定こより倹査する。ただし、当該則定こさを、巻尺その他の測定器具を用いた測を、目視等により検査し、及び土留の高を、目視等により検査し、及び土留の高五 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況	新設	設四の	1 分 5 「格」 保安検査の方法

備考 表中の は注記である。

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 附 則